

the  
CRUX  
tokyo station

## the crux tokyo station 規約

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

本クラブの名称は“the crux tokyo station”（以下「本クラブ」という。）と表記し、“ざ　くりゅっくす　とうきょうすてーしょん”と呼称する。

#### 第2条（所在地）

本クラブの所在地は東京都中央区八重洲一丁目三番十八号とする。

#### 第3条（運営・管理）

本クラブの施設は株式会社ボルテックス（以下「会社」という。）が所有し、本クラブの運営・管理には会社および会社が定めるものがあたるものとする。

#### 第4条（目的）

本クラブは、第9条に定めるダイヤモンド会員、プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員（以下「会員」という。）相互の親睦、扶助並びに会員各自の教養の交換、趣味、相互協力の精神を養う場として、会員交流を促進するための会合、活動、イベントおよびプロモーションを会員に提供することを目的とする。

#### 第5条（細則等）

1. 本規約に定めのない事項および本クラブ運営のために必要な事項は、会社が別途定める the crux tokyo station 細則（以下「細則」という。）およびその他の施設利用規則等によるものとし、会員はこれらを遵守する（会員が法人の場合においては、本クラブを利用する役職員をして遵守させる。）ものとする。

2. 本規約と細則に定める内容に矛盾や齟齬がある場合、本規約の内容が細則に優先する。

#### 第6条（入会手続き）

1. 入会希望者は、細則第2条に定める所定の方法で入会手続きを行う。

2. 会社は、前項において入会審査および登録審査を行うものとし、その自由な裁量により入会申込および登録申込を承認、または否認することができる。

### 第2章 会員

#### 第6条（入会手続き）

1. 入会希望者は、細則第2条に定める所定の方法で入会手続きを行う。

2. 会社は、前項において入会審査および登録審査を行うものとし、その自由な裁量により入会申込および登録申込を承認、または否認することができる。

#### 第7条（利用開始手続き）

1. 会員は、会社から入会および登録の承認が完了した旨の通知を受けた場合、本クラブ内において細則第 3 条記載の利用開始手続き（以下「利用開始手続き」という。）を行う。

2. 前項の利用開始手続きを終えた会員は、本クラブを利用することができる。

#### 第8条（会員資格条件）

1. 本クラブの会員は、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。なお、会員が法人の場合は本クラブを利用する役職員がかかる条件を満たしていることを保証する。

- 本クラブの目的を理解し、会社が定めた本規約、細則その他運営規則を遵守できる者。
- 本クラブの会員にふさわしい品位と社会的信用のある者。
- 反社会的勢力（暴力団および過激行動団体を含むが、これに限られない）またはそれに準ずる者（総称して以下「反社会的勢力等」という。）でない者。
- 反社会的行動に関与（資金等の提供や便宜の供与などを含むが、これに限られない）していない者。
- 反社会的勢力等と密接な関係を有しない者。
- 不渡り等により金融機関等取引停止状態にない者。
- 破産、民事再生等の倒産手続開始の申し立てを受けておらず、または自ら申し立てていない者。
- 満 18 歳以上の個人、会員主体が法人の場合は、日本で登記された法人であること。

#### 第9条（会員の種類）

1. 会員の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：

会社が販売する各種商品の保有額が 30 億円以上の会員

(2) プラチナ会員：

会社が販売する各種商品の保有額が 20 億円以上 30 億円未満の会員

(3) ゴールド会員：

会社が販売する各種商品の保有額が 10 億円以上 20 億円未満の会員

(4) シルバー会員：

会社が販売する各種商品の保有額が 5 億円以上 10 億円未満の会員

(5) ブロンズ会員：

会社が販売する各種商品の保有額が 5 億円未満の会員

（※V シェアの場合、保有額が 3 億円以上の会員）

2. 会員種類の追加・変更・廃止の必要が発生した場合、会社は速やかに本規約を改定するものとする。

3. 会員の保有資産合計額に増減が発生した場合、会社は翌年度より会員種別の変更をする。

4. 各会員の会員種別は会社が定めた規定に則り、会社の自由な裁量で決定することができる。

#### 第10条（会員カード）

1. 会員は、利用開始時に、次の各号に定める枚数の会員カードを会社より貸与されるものとする。

(1) ダイヤモンド会員：3 枚

(2) プラチナ会員：2 枚

(3) ゴールド会員：1 枚

(4) シルバー会員：1 枚

(5) ブロンズ会員：1 枚

2. 会員が会員カードを紛失、破損した場合は速やかに会社に届け出るものとし、会社は別途、会員カードを再発行するものとする。

3. 会員が法人の場合は、貸与された会員カードを自社の役職員に対してのみ貸出しを行うことができる。

#### 第11条（利用可能エリアおよび利用回数）

1. 会員は会員の種類に応じて、次の各号に定める利用可能な施設エリアの制限を受けるものとする。

(1) ダイヤモンド会員：ラウンジ、ロアスイート、ドレ、ノアール

(2) プラチナ会員：ラウンジ、ロアスイート（有料）、ドレ、ノアール

(3) ゴールド会員：ラウンジ、ロアスイート（有料）、ドレ、ノアール

(4) シルバー会員：ラウンジ（有料）、ドレ（有料）、ノアール（有料）

(5) ブロンズ会員：ラウンジ（有料）、ドレ（有料）、ノアール（有料）

2. 会員は会員の種類に応じて、次の各号に定める年間の施設利用回数の制限を受けるものとする。

(1) ダイヤモンド会員：無制限

(2) プラチナ会員：無制限

(3) ゴールド会員：無制限

(4) シルバー会員：無制限

(5) ブロンズ会員：年間 6 回

3. 会社は、自由な裁量をもって利用可能エリアや利用回数を変更できるものとし、その場合速やかに本規約を改定するものとする。

4. 年度の途中（4 月以降）で入会したブロンズ会員の利用回数制限は入会月より翌年 3 月までの月数の半分と同数とする。

#### 第12条（各施設利用料）

1. ラウンジの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：¥0

(2) プラチナ会員：¥0

(3) ゴールド会員：¥0

(4) シルバー会員：¥10,000/1 日（同日中の退場、再入場は何度でも可）

(5) ブロンズ会員：¥10,000/1 日（同日中の退場、再入場は何度でも可）

2. ロアスイートの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：¥0

(2) プラチナ会員：¥5,000/2 時間

(3) ゴールド会員：¥5,000/2 時間

(4) シルバー会員：使用不可

(5) ブロンズ会員：使用不可

3. ドレの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：¥0

(2) プラチナ会員：¥0

(3) ゴールド会員：¥0

(4) シルバー会員：¥2,000/2 時間

(5) ブロンズ会員：¥2,000/2 時間

4. ノアールの施設利用料は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：¥0

(2) プラチナ会員：¥0

(3) ゴールド会員：¥0

(4) シルバー会員：¥2,000/2 時間

(5) ブロンズ会員：¥2,000/2 時間

5. 会社は、自由な裁量をもって本クラブの施設利用料の金額を変更できるものとし、その場合速やかに本規約を改定するものとする。

第13条（帯同可能人数）

1. 会員が会員以外のものを帯同（以下、「ゲスト」という。）する場合は、会員の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）

(2) プラチナ会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）

(3) ゴールド会員：人数制限なし（※施設定員の範囲内）

(4) シルバー会員：1名まで

(5) ブロンズ会員：1名まで

2. シルバー会員およびブロンズ会員がドレ、ノアールを利用の場合は、本条第 1 項の人数制限と関係なくドレ、ノアールそれぞれの定員人数までのゲストを可能とする。

3. シルバー会員およびブロンズ会員がドレ、ノアールの利用がなく、かつ本条第 1 項の人数制限を超えてゲストを同伴させる場合は、1名につき 5,000 円を支払うものとする。

第14条（飲食物の提供）

1. 会員は、本クラブがロアスイート以外で提供をする飲食物について、無料で提供を受けることができるものとする。

2. ロアスイートには専用の飲食物メニューを設定し、本条第 1 項記載内容に加えて会員に種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ダイヤモンド会員：無料

(2) プラチナ会員：無料

(3) ゴールド会員：有料

3. 本クラブが提供する飲食物は第 4 条に定める本クラブの目的に付随するものであり、単に飲食を目的とした本クラブの利用は禁止する。

4. 本クラブが提供する飲食物を持ち帰ることは禁止する。

第15条（施設利用料金の支払い）

1. 会員は細則第 5 条記載の方法でクラブ内での施設利用料を支払う。

2. 細則第 5 条に定める支払い期限を過ぎ、かつ本クラブからの催促受領後も支払いを怠る場合、本クラブは本規約および細則に従い、第 1 9 条および第 2 0 条記載の処分を決定する権利を有するものとする。

第16条（会員資格の譲渡）

会員は、本クラブとの契約上の立場や権利・義務を、他の人に譲ったり、担保として使ったりすることはならない。

第17条（退会）

会員は細則第 6 条に定める本クラブ所定の方法により退会手続きをすることで、本クラブを退会することができる。

第18条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格は終了する。

(1) 退会

(2) 除名

(3) 死亡（個人の場合）

(4) 法人の解散またはその他これに準ずるとき（法人の場合）

2. 会員が会員資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い本クラブの利用はできなくなる。

第19条（禁止事項および会員資格停止処分）

1. 本クラブの利用にあたり、以下の事項を禁止する。

(1) 本クラブまたは会社の名誉、信用、品位を傷つけ、秩序を乱す行為。

(2) 本クラブの施設を故意に毀損する行為。

(3) 施設利用料その他を滞納し、会社からの期日を定めた催告に応じないこと。

(4) 本クラブ内における本クラブの趣旨に反する営利を目的とした活動等の行為。

(5) 本クラブ内における本クラブの趣旨に反するメディア（SNS 等含む）を通じた発信・宣伝等の行為。

(6) 本クラブ所在地における事務所登記やホームページ・名刺等で自らの活動場所として表示すること。

(7) 本規約、細則、その他本クラブの定める規定への違反またはその疑いがある行為。

(8) 第 8 条第 1 項各号のいずれかを満たさない、またはその嫌疑を受ける行為。

(9) 第 8 条第 1 項第 1 号または第 3 号から第 6 号のいずれかを満たさない、またはその疑いがあるゲストを本クラブに同伴する行為。

(10) 利用する意思なく各施設の予約をする等、他会員の利用を妨げる行為。

(11) 他の会員・ゲストに迷惑をかける行為。

(12) 会員、スタッフ、ゲストおよび会社、本クラブを誹謗中傷する行為。

(13) 前各号の他、会社が本クラブの会員として不相当と判断する行為。

2. 会社は、会員が前項の各号のいずれかに該当すると判断した場合（会員が法人の場合は、その役職員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合を含む）、会員に対し通知（登録されているメールアドレスに電子メール送付することで足りるものとする）することで、その裁量により、期限を定めることなく、会員の本クラブ利用における権利を制限することができる。

3. 会員は、前項による権利制限中、本クラブの利用を一切できないものとする。

第 2 0 条（除名）

会社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に対し通知（登録されているメールアドレスに電子メールを送付することで足りるものとする）することで、その裁量により、何ら理由を示すことなく、会員を除名することができる。

(1) 本クラブまたは会社の名誉、信用、品位を著しく傷つけ、秩序を乱した場合。

(2) 本クラブの施設を故意に毀損し、その程度が大きい場合。

(3) 本クラブ内において、本クラブの趣旨に反する営利を目的とした活動等の行為があった場合。

(4) 本クラブ内において、本クラブの趣旨に反するメディア（SNS 等含む）を通じた発信・宣伝等の行為があった場合。

(5) 本クラブ所在地における事務所登記やホームページ・名刺等で自らの活動場所として表示すること。

(6) 本規約、細則、その他本クラブの定める規定に重大な違反をしたときまたはその疑いがある場合。

(7) 入会に際し虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。

(8) 第 9 条第 1 項各号のいずれかを満たさなくなった場合またはその疑いがある場合。

(9) 会社の催告を受けたにも拘わらず、第 1 9 条第 1 項各号の行為を繰り返した場合。

(10) 他の会員・ゲストに多大な迷惑をかけた場合。

(11) 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明になった場合。

(12) 前各号の他、会社が本クラブの会員として不相当と判断した場合。

(13) 会員が法人の場合において、本クラブを利用する役職員が前各号に該当する場合。

## 第 3 章 その他

第 2 1 条（施設の変更・廃止）

1. 会社は、会社が必要と判断したときは、会社の定める方法により相当の期間を定め会員に予告した上で、本クラブの施設及び運営形態を変更、または本クラブを閉鎖することができるものとする。

2. 前項により本クラブが閉鎖された場合、会員はこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等如何なる請求も行わないものとする。

第 2 2 条（損害賠償責任の免責）

会社は、会員の本クラブの利用に際し生じた損害、盗難等の事故について、原則として責任を負わないものとする。ただし、会社は重大な過失によって生じた損害については、この限りではない。

第 2 3 条（会員等の損害賠償責任）

1. 会員は、自己の責任において本クラブの施設を利用しなくてはならない。

2. 会員が本クラブの利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、本クラブ内の設備・備品・装飾等を破壊・破損した場合および会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければならない。なお、細則第 1 2 条に定めるゲストが会社または第三者に損害を与えた場合、当該ゲストを同伴した会員が連帯して賠償の責を負うものとする。

3. 会員が法人の場合でその法人の役職員および役職員が同伴したゲストが前項により損害賠償責任を負う場合、会員としての法人が連帯してその責を負うものとする。

第 2 4 条（個人情報取扱指針）

1. 会員およびゲストは、会社が会員の個人情報について別途定める個人情報保護方針に基づき取り扱うことに同意する。本クラブは、会員およびゲストの個人情報を適切に管理し、以下の場合を除き第三者へ開示しないものとする。

(1) 法令に基づく開示請求があった場合。

(2) 会員の事前の同意がある場合。

(3) 会員の生命、身体、財産の保護のために必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合。

2. 会員カード紛失時、会社はカードの再発行作業に加え、速やかに紛失カードの利用停止措置を講じ、不正利用防止に努める。

3. 紛失に起因する不正利用が発生した場合、会社は合理的な範囲で調査を行うものとし、調査結果を会員に通知する。

第25条（通知）

本規約、細則、その他利用に関する諸規則の改正、廃止等の会員への通知は、所定の場所（マイページ含む）に掲示することをもって効力を生ずるものとする。

第26条（規約の改正）

1. 会社は、変更する必要があるときは本規約および細則の改正を行うことができ、その効力は前条の掲示を以ってすべての会員に及ぶものとする。

2. 会員は、本規約の改正に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をできないものとする。

第27条（準拠法および適用語）

1. 本規約に係る法律関係については、日本法を準拠法とする。

2. 本規約が日本語以外の言語に翻訳される場合で日本語版と矛盾や齟齬が生じた場合、常に日本語版が優先されるものとする。

第28条（裁判管轄）

本規約および細則に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を訴訟および調停の専属的合意管轄裁判所とする。

第29条（消費税）

本規約および細則に記載のある金額は消費税別とする。

第30条（施行）

本規約は2025年9月1日より施行するものとする。

【附則】

2025年9月1日

## the crux tokyo station 細則

### 第1章 総則

第1条（細則）

1. 本細則は株式会社ボルテックス（以下「会社」という。）が所有する the crux tokyo station（以下「本クラブという」。）に関する規約（以下「規約」という。）第5条第1項に定める細則として、必要事項を定めるものとする。なお、本クラブの運営・管理には会社および会社が定めるもの（以下「運営事務局」という。）があたるものとする。

2. 本細則と規約に定める内容に矛盾や齟齬がある場合、規約の内容が本細則に優先する。

3. 本細則にて使用する用語の意味は、特段の定めがない限り規約における定義に従う。

### 第2章 各種手続き

第2条（入会手続き）

規約第6条に定める入会手続きについては、以下の方法によって実施される。

(1) 会社の承認を必須とする。また、入会希望者は会社による本クラブの案内および面接を受ける必要がある。

(2) 入会希望者は規約および本細則に同意した上で、会社が指定する方法により 入会申込フォームに必要事項を記入し会社へ送付する。

(3) 会社は上記情報に基づき審査を実施し、入会の可否、利用契約開始日を入会希望者に対して電子メールにより通知する。

第3条（利用開始手続き）

1. 利用開始日が到来した会員が初めて本クラブを利用しようとするときは、次項以降の利用開始手続きを終える必要がある。

2. 利用開始手続きには、運転免許証、パスポートなどの顔写真いり本人確認書類を持参し、本クラブに提示し、本人確認を行う必要がある。

3. 本人確認後に、会社は会員に対して会員カードを付与する。会員は会員カードを本クラブ利用時は常に携帯するものとする。

第4条（会員の登録・変更手続き）

1. ダイヤモンド会員は会社より貸与される3枚の会員カードのうち2枚を法人の役職員や個人に対して再貸与する場合、規約および本細則を同意させ、再貸与する役職員・個人の情報を入会申込フォームに記載することにより、付随会員の登録を行う。

2. プラチナ会員は会社より貸与される2枚の入館カードのうち1枚を法人の役職員や個人に対して再貸与する場合、規約および本細則を同意させ、再貸与する役職員・個人の情報を入会申込フォームに記載することにより、付随会員の登録を行う。

3. 登録した付随会員が異動・転勤・退職等の事情にともない本クラブの利用ができなくなった場合、付随会員を更新することができる。ただし、特別の理由なく頻繁に変更することはできない。

4. ダイヤモンド会員およびプラチナ会員は当月末日迄に会社宛に申請することで、現在付随会員として本クラブを利用中の役職員もしくは個人（以下「現付随会員」という。）を翌月以降の毎月末日を退会日として設定し、退会させることができる。

5. ダイヤモンド会員およびプラチナ会員は前項の申請の際、現付随会員の退会日の翌月以降の毎月1日を利用開始日として、役職者もしくは個人を新たな付随会員（以下「新付随会員」という。）を会員登録することができる。会員登録にあたっては、本条第1項および第2項同様、新付随会員対し、規約および本細則を同意させた上で、役職員・個人の情報を入会申込フォームに記載することにより登録を行う。登録完了後、新付随会員は現付随会員の退会日の翌日以降、本クラブ利用ができる。

6 . 付随会員が、死亡または法人を退職した場合および 規約第19条または第20条に基づき会員資格停止または除名処分を受けた場合、ダイヤモンド会員及びプラチナ会員は、本条第2項に基づき、登録されている付随会員を変更しなければならない。

7. ダイヤモンド会員およびプラチナ会員は、付随会員の一切の行為について、各付随会員と連帯して責任を負うものとする。また、本条における付随会員の変更手続き中に発生する付随会員としての一切の責務は、当該ダイヤモンド会員およびプラチナ会員が自己の責任のもとに履行する義務を負う。

第5条（施設利用料等の支払い）

1. ダイヤモンド会員

(a) 施設利用料は発生しない。

(b) オプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本クラブにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本クラブは現金払いや請求書払いには対応していないことを予め了承する。

2. プラチナ会員

(a) 施設利用料は発生しない。

(b) ロアスイート利用時には2時間までの利用で5,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり2,500円の延長料金を支払うこととする。

(c) ロアスイート利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本クラブにて支払いを行うこととし、支払方法は

キャッシュレス決済のみとする。また、本クラブは現金払いや請求書払いには対応していないことを予め了承する。

3. ゴールド会員

(a) 施設利用料は発生しない。

(b) ロアスイート利用時には2時間までの利用で5,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり2,500円の延長料金を支払うこととする。

(c) ロアスイート専用メニューはオプション利用となり、飲食物利用時にはメニュー記載金額を支払うこととする。

(d) ロアスイート利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本クラブにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本クラブは現金払いや請求書払いには対応していないことを予め了承する。

4. シルバー会員

(a) 施設利用料は1日あたり10,000円とする。ただし同日内であれば退場・再入場は何度でも可能とする。

(b) ロアスイート利用時には2時間までの利用で5,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり2,500円の延長料金を支払うこととする。

(c) ロアスイート専用メニューはオプション利用となり、飲食物利用時にはメニュー記載金額を支払うこととする。

(d) ドレ・ノアール利用時には1室あたり2時間までの利用で2,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり1,000円の延長料金を支払うこととする。

(e) 個室利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本クラブにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本クラブは現金払いや請求書払いには対応していないことを予め了承する。

5. ブロンズ会員

(a) 施設利用料は1日あたり10,000円とする。ただし同日内であれば退場・再入場は何度でも可能とする。

(b) ロアスイート利用時には2時間までの利用で5,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり2,500円の延長料金を支払うこととする。

(c) ロアスイート専用メニューはオプション利用となり、飲食物利用時にはメニュー記載金額を支払うこととする。

(d) ドレ・ノアール利用時には1室あたり2時間までの利用で2,000円を支払うものとし、利用時間を延長する場合には、1時間あたり1,000円の延長料金を支払うこととする。

(e) 個室利用やオプション利用などで支払いが発生する場合は、利用時に本クラブにて支払いを行うこととし、支払方法はキャッシュレス決済のみとする。また、本クラブは現金払いや請求書払いには対応していないことを予め了承する。

6. クレジットカード支払いの場合、支払い回数は1回払いとする。会員個人の口座振替日については各クレジットカード会社所定の振替日によるものとする。尚、何らかの理由でクレジットカードによる決済ができなかった場合、会社または会社が指定する者は直ちに会員に対し請求書を発行・送付するものとし、会員は遅滞なく銀行振り込みによって支払うものとする。

#### 第6条（退会手続き）

会員は、本クラブを退会する場合、以下各号に定めるプロセスに従い退会手続きを行うものとする。

(1) 会員は退会希望月の前月10日までに退会の意思を会社に申し出、会社より発行される別紙退会手続き書に必要事項を記入の上、退会希望月の前月20日までにこれを会社に提出するものとする。

(2) 退会手続き提出日の翌月末を退会日とする。会員は会社との間で退会日までに発生した利用料金等の未精算分がある場合は、退会日の翌月末迄に最終精算を行う。

## 第3章 クラブ利用

#### 第7条（会員の義務と権利）

会員は、規約および本細則に従い、本クラブの施設及び付随するサービスを利用できる。

#### 第8条（ドレスコード）

1. 本クラブ利用におけるドレスコードは定めない。

2. 前項に拘わらず、会社は本クラブにて催されるイベント・セミナー等によって別途ドレスコードを指定できるものとし、適宜会員に通知するものとする。

#### 第9条（喫煙）

本クラブでの喫煙は、本クラブ内所定の喫煙所に限り認めるものとする。尚、会員およびゲストは喫煙の際、周囲への配慮に努めるものとする。

#### 第10条（携帯電話および撮影機器の利用）

1. 携帯電話による通話、インターネット通話（Zoom、Teamsなど）への参加は本クラブ内すべての場所で可能とする。尚、会員およびゲストは他の利用者を含め周囲への配慮に努めるものとする。

2. 携帯電話または撮影機器を用いた写真・ビデオの撮影については、家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内での利用目的において認めるものとする。ただし、他の利用者の許可なく他人の顔等それを以て個人が特定できるもの等が入った写真・ビデオを

撮影することは禁止する。

3. 本クラブ内において、取材等を実施する場合は、事前に会社へ通知し承認を得るものとする。

4. 映画、動画、インターネット通話、プレゼンテーション等音声が発生するものは、ヘッドホン等他の会員またはゲストに聞こえないように配慮する。

#### 第11条（持ち込みの制限）

本クラブへ以下のものを持ち込むことを禁止する。

(1) 犬・猫等のペット。ただし、盲導犬・介護犬は除く。

(2) 食べ物・飲み物（ただし、医学的に必要な物は可とする。）

(3) 発火性または引火性のもの。

(4) 悪臭や害毒を発するもの。

(5) ナイフなどの危険物。

(6) その他法令で所持を禁じられているもの。

#### 第12条（ゲスト）

1. 会員は、本クラブにゲストを同伴することができる。

2. ダイヤモンド会員・プラチナ会員およびゴールド会員における一度の施設利用につき同伴可能なゲストの人数は施設定員の範囲内に無制限とする。ただし、ロアスイート・ドレ・ノアールの個室およびゲスト参加可能なイベントを事前予約した場合は、上限人数は各個室及びイベント基準に準ずるものとする。

3. シルバー会員およびブロンズ会員における一度の施設利用につき同伴可能なゲストの人数は1名とする。および、2名目以降のゲストは1人あたり5,000円の追加費用を支払うことに2名以上を同伴可能とする。ロアスイート・ドレ・ノアールの個室及びゲスト参加可能なイベントを事前予約した場合は、追加費用にかかわらず上限人数は各個室及びイベント基準に準ずるものとする。

4. ゲストの入退館に際しては会員自身がゲストと同伴し、ゲストに規約および本細則を順守させた上で、本クラブ利用における一切の行為および債務（利用料金支払い債務を含む）について責任を負う。尚、クラブの混雑状況等に鑑み、本クラブはゲストの入場を制限することができる。

5. ゲストは年齢満12歳以上でなければならない。

#### 第13条（会員カード）

1. 会員は、会社が貸与する会員カードを本クラブ会員カードとして利用し、本クラブ来館時に会員カードを提示しなければならない。2. 前項により本クラブ会員カードを持つ者が、会員カードを紛失、破損または損傷（以下総称して「紛失等」という。）した場合は、本クラブ所定の書面により速やかに再交付を申請しなければならない。尚、再交付に要する費用は会員自身の負担とする。

3. 会員は会員カードを本細則第4条の登録を行っていない第三者に譲渡、貸与することができない。また、会員カードの紛失等から生じる損害について会社および本クラブに対して一切の責を負うものとする。

4. 会員が規約第17条に基づき本クラブを退会あるいは規約第19条または第20条に基づき会員資格停止または除名処分を受けた場合、会員カードを本クラブに返却するものとする。

#### 第14条（開館日）

1. 本クラブの開館日における営業時間は10:00～19:00とする。

2. 本クラブは上記の変更の場合、事前に会員に対して通知を実施する。但し、合理的な理由に基づき臨時の営業時間の変更や休館日の設定を行う場合は予告なく実施することができる。

#### 第15条（休館日）

1. 本クラブの休館日は、土曜・日曜・祝日、年末年始および本クラブの定める日とする。

2. 天災地変等により本クラブが不測の損害を被った場合、または本クラブ施設の改修・補修が必要となった場合、会社は、一定期間本クラブの全部または一部を休館、一時閉鎖できるものとする。

3. 前項により本クラブを休館、一時閉鎖する場合、本クラブ内への掲示等により、事前に会員に通知する。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

4. 本クラブが所在する建物（以下「本建物」という。）が法令に基づく設備点検等を行う場合、本クラブは休館する。

### 第4章 プライベートコンシェルジュ利用

#### 第16条（サービスの利用）

1. 会員は本クラブのスタッフに申し込むことによりサービスを利用することができる。

2. 依頼の一部においては、物品購入代金、修繕費用、各種証明書発行手数料（役所、法務局等）、交通費、配送料、時間に応じた代行手数料等の実費が発生する。

3. 上記にかかわらず、以下のサービスは提供不可とする。

- (1) 会員の業務に直接関係する依頼（例：会社名宛の領収証が必要となり得る事項等）。
- (2) 法令に抵触するまたはそのおそれのある依頼。
- (3) 貴重品（貴金属、精密機械等を含みます）の預かりが必要となり得る依頼。
- (4) 緊急性の高い依頼。
- (5) その他、本クラブまたはプライベートコンシェルジュデスクが合理的に、対応できないと判断した依頼。

#### 第17条（各施設の予約及び予約の変更）

1. 来場および各個室の利用については予約のうえ利用することとする。予約については、対面（本クラブのレセプション）・電話・電子メールで予約を受け付ける。
2. 予約は利用日の3カ月前の同一日から受け付ける。
3. 予約の変更およびキャンセルについては、利用日の前日 18:00 までに対面（本クラブのレセプション）・電話・電子メールで行うことができる。利用日の前日 18:00 以降にキャンセルを行う場合でもキャンセル料は発生しないが、オプションを発注している場合、キャンセル時点で手配済みのものに係る実費相当も併せて、会員が負担する。

## 第5章 イベント開催・参加

#### 第18条（イベントの開催・参加）

1. 会員は、本クラブ内において、他の会員あるいはゲスト向けにイベントを企画・開催することができる。
2. イベントは、本クラブの趣旨に沿った内容である必要があり、企画内容の相談および本クラブの事前審査を経るものとする。会社は、イベントの内容または開催方法が本クラブの趣旨に反すると判断した場合、事前または開催中であっても、イベントの中止または内容変更を求めることができるものとする。
3. 会員は、本クラブあるいは他の会員が企画・主催するイベントに参加することができる。予約・キャンセル・支払い方法およびゲストの参加可否については、各イベントの定める方法に準ずるものとする。
4. 会員が企画・開催するイベントに起因して、第三者または会社に損害、トラブル、事故が生じた場合、当該会員は自己の責任においてこれを賠償するものとする。

## 第6章 その他

#### 第19条（清掃）

本クラブは清掃スケジュールに基づき定期的にクラブ内の清掃を実施する。ロアスイート等各個室の清掃中は、その時間内において施設が利用できないことを会員は予め承諾する。

#### 第20条（緊急時の対応）

1. 本クラブは、災害、事故、その他緊急事態が発生した場合、速やかに会員およびゲストの安全を最優先に行動するものとし、以下の対応を講じる。
  - (1) 緊急時の避難誘導および安全確保を実施する。
  - (2) 必要に応じて警察、消防、救急などの外部機関に通報する。
  - (3) 会員およびゲストへの速やかな情報提供を行う。
2. 会員およびゲストは、緊急時に施設スタッフの指示に従うものとする。
3. 規約第 22 条（損害賠償責任の免責）に従い、会社は緊急時における会員およびゲストの安全に最大限配慮するが、不可抗力により生じた損害について責任を負わない。

#### 第21条（施行）

本細則は 2025 年 9 月 1 日より施行するものとする。

#### 【附則】

2025 年 9 月 1 日 制定